

# 海上起重技能者能力評価基準

令和2年3月17日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、海上起重技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

## 1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本海上起重技術協会

## 2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、海上起重技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、海上起重技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③海上起重技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する海上起重技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

## 3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、作業船団による海上工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「運転手(特殊)」(14)小分類「しゅんせつ工」(02)・「海上工事機械運転工」(05)・「掘削機械運転工」(06)・「くい打機運転工」(07)・「クレーン運転工」(08)、大分類「高級船員」(26)小分類「高級船員」(01)及び大分類「普通船員」(27)小分類「普通船員」(01)とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「海上起重技能者」と称する。

## 4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

海上工事についての基礎知識を有するとともに、作業船内で機械器具等の

安全な使用方法を身に付け、指示を受けながら作業の補佐が出来る。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

作業手順に沿って、船舶及び機械器具等を運転・操作し、正確な作業ができる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

他の技能者に対して指示するなど、海上工事に關する作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができる。（海上起重作業管理技士）

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録海上起重基幹技能者等）

作業船を使用して実施する海上工事に關して、主任技術者が提示する施工計画・技術上の指示内容に対して、適切な施工方法を提案・調整する他、効率的な作業方法・作業手順を構成して各作業船及び船舶乗組員の作業を指揮・監督できる。

## 5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職種のうち大分類「運転手(特殊)」小分類「しゅんせつ工」・「海上工事機械運転工」・「掘削機械運転工」・「くい打機運転工」・「クレーン運転工」、大分類「高級船員」小分類「高級船員」、大分類「普通船員」小分類「普通船員」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

### (1) レベル4の基準

#### 【考え方】

就業日数及び職長としての就業日数については、登録海上起重基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定する。

保有資格については、登録海上起重基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)受賞者のいずれかと設定する。

#### 【基準】

①から③までを満たしていること。

##### ①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日(10年)以上であること。

## ②保有資格

レベル3及びレベル2の基準となっている資格を保有し、以下に掲げる資格を保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録海上起重基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

## ③職長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

## （2）レベル3の基準

### 【考え方】

就業日数については、海上起重作業管理技士の受講要件を踏まえ設定する。

保有資格については、海上起重作業管理技士の資格を有していること。

職長・班長としての就業日数は、レベル3は職長・班長として海上工事に従事できる技能者として、一定のマネジメント能力を有していることが必要なことから、1年以上の職長または班長の経験を有していること。

### 【基準】

①から③までを満たしていること。

#### ①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,075日（5年）以上であること。

#### ②保有資格

レベル2の基準となっている資格に加えて、以下に掲げる資格をいずれも保有していること。

- ・海上起重作業管理技士
- ・職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）

#### ③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

## （3）レベル2の基準

### 【考え方】

保有資格及び就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル2の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

### 【基準】

①から②を満たしていること。

#### ①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が430日（2年）以上であること。

## ②保有資格

以下に掲げるいずれかの資格を保有していること。

- ・玉掛け技能講習
- ・一級又は二級小型船舶操縦士

## （4）レベル1の基準

### 【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

## 6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、海上起重技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

## 7. その他

海上起重技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録海上起重基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が 2,150 日（10年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録海上起重基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣 顕彰</li> <li>・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長としての就業日数が 645 日（3年）以上であること。
レベル3	就業日数が 1,075 日（5年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上起重作業管理技士</li> <li>・職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長又は班長としての就業日数の合計が 215 日（1年）以上であること。
レベル2	就業日数が 430 日（2年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●一級又は二級小型船舶操縦士</li> </ul>	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可